

## 苫小牧市多文化共生推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市における多文化共生社会の実現に向け、苫小牧市多文化共生指針（以下「指針」という。）に基づく施策について、各分野からの意見を取り入れて推進するために、苫小牧市多文化共生推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 指針の策定・改訂に関すること。
- (2) 多文化共生に係る施策の検討及び実施状況に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか多文化共生の推進に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者のうち、市長が委嘱又は任命する者をもって組織する。

- (1) 多文化共生分野に精通している者（多文化共生マネージャーなど）
- (2) 外国人の居住、福祉、教育、医療、スポーツ等に関係する団体を代表する者
- (3) 留学生受入を行っている教育機関の者
- (4) 日本語教育等に従事する者
- (5) 外国人雇用を行っている経済界を代表する機関の者もしくは外国人雇用を行う民間企業の者
- (6) 町内会組織の活動に従事する者
- (7) 安全・防犯等の活動に従事する者
- (8) 本市在住の外国人市民
- (9) 多文化共生を所管する地域国際化協会の者
- (10) その他市長が必要と認めた者

### (委員の任期)

第4条 任期は、指針の計画期間に準ずる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

### (謝礼及び交通費)

第5条 委員への謝礼は、苫小牧市私的諮問機関の委員等に対する謝礼金の支払いに

関する要綱の規定により、交通費は苫小牧市旅費支給条例及び同条例施行規則に準じて支払うものとする。

(座長)

第6条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により決定する。
- 3 座長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。

(招集)

第7条 会議は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 会議には、必要に応じて、市が別に定める都市再生アドバイザー（多文化共生分野）が出席する。
- 3 会議には、必要があると認めるとき、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、座長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、座長をもって充てる。
- 4 部会は、部会長が招集し、部会長が部会の議長となる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総合政策部未来創造戦略室（事務局）において行う。

- 2 会議の内容により、事務局以外の市担当課が出席する場合がある。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月20日から施行する。